

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」  
に基づく研究機関に対する平成28年度履行状況調査の調査結果について

1. 調査の目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものであり、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

2. 調査対象・内容等

(1) 調査対象（10機関）

農林水産省から競争的資金等の配分を受ける全ての機関の中から以下の10機関を選定した。

なお、機関の選定に当たっては、事前に文部科学省等と調整し、対象機関が重複しないように配慮した。

○当省が所管する国立研究開発法人（4機関）

- ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- ・ 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- ・ 国立研究開発法人森林研究・整備機構（※）
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構

※平成29年4月名称変更（調査時の名称：森林総合研究所）

○平成27年度から継続して委託事業を実施している代表機関で、かつ平成29年度も継続予定の一件の委託契約金額上位の機関（6機関）

- ・ 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- ・ 国立大学法人筑波大学
- ・ 国立大学法人宇都宮大学
- ・ 国立大学法人北海道大学
- ・ 岩手県農業研究センター
- ・ 公益社団法人畜産技術協会

(2) 調査内容・方法

機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、調査対象機関が提出する履行状況調査報告書等により、以下の調査の観点に基づき「書面調査」を実施した。

調査の観点（例）※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応

3. 調査経過

平成28年12月19日	各機関へ履行状況調査の通知（依頼）
平成29年 2月 6日	調査対象機関から履行状況調査報告書等の提出
2月 7日	提出された履行状況調査報告書等について書面調査
～3月	を実施

4. 調査結果

書面調査の結果、各機関はガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制を整備し、所要の対策が着実に履行されていた。

具体的には、各機関における内部規程等の整備により組織としての責任体制を確立するとともに、コンプライアンス教育の実施による倫理意識の向上等の取り組みが実施されていた（主な取組事例は別紙のとおり）。

なお、調査の過程において、ガイドラインに基づく体制整備・運用に係る具体的な取組事例の提示などの助言を行い、各機関における取り組みの改善を促した。

5. 今後の取組

平成29年度履行状況調査は、残りの委託契約の代表機関等を対象に実施し、今後の公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況について継続的な確認を行う。

## 主な取組事例【参考】

## 【コンプライアンス教育の実施について】

役員、職員及び契約職員（役職員）並びに産学官連携制度により受入ている外部の者のうち、予算使用権限を有する者を対象としたe-ラーニング（外部研究資金等の適正執行）、受託研究等外部研究資金に係る職員説明会等開催する等によりコンプライアンス教育を実施している。

## 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】

役員、職員及び契約職員（役職員）並びに産学官連携制度により受入ている外部の者のうち、予算使用権限を有する者を対象として誓約書の提出を求めている。

## 【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定】

公的研究費不正防止計画の前段において「公的研究費不正防止計画の策定・実施に当たっては、毎事業年度ごとに自己点検等を行い、PDCAサイクルの下、実効ある対策を継続的に実施する。」としている。

## 【物品・役務の検収業務について】

物品等の納入先は、原則として検収ルームとする。検収担当者は、検収が終了したら研究職員に当該物品等を取りに来るよう連絡する等により、業者が研究室に物品等を届けることを禁止している。また、納品された物品に検収印又はこれに代わるマーク等を押印している。

## 【換金性の高い物品の管理について】

換金性の高い物品の範囲を1点10万円未満の消耗品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器（HDDレコーダー、DVDレコーダー、ビデオデッキ等））と定め、少額備品及び有形固定資産同様に適切に管理している。

## 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】

外部研究資金に係る不正防止計画に基づき、監査担当部署が実施する自主点検等において、ルールと実態の乖離等の要因の把握に努め分析している。

## 【内部監査の実施について】

取引の多い業者を任意に抽出し、抽出業者に対して帳簿等の提出を求め、各社5～10件程度の取引を対象に抽出する。当該年度の上半期の契約実績において、取引の多い業者を対象とし、該当業者の帳簿と突合を実施している。

## 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】

取引の多い業者を任意に抽出し、抽出業者に対して帳簿等の提出を求め、各社5～10件程度の取引を対象に抽出する。当該年度の上半期の契約実績において、取引の多い業者を対象とした。